

労働基準広報 2015 No.1859 7/11

CONTENTS

特集 ストレスチェック制度の詳解 ————— 6
後編 ～ストレスチェック結果の評価 & 面接指導の実施編～

高ストレス者を対象に面接指導を実施 結果に応じ就業上の措置など講ず義務が

労働者に対して実施したストレスチェックの結果、高ストレス者と選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から面接指導の申出があった場合には、事業者はその労働者に対し、医師による面接指導を実施する義務を負うこととなる。なお、面接指導を実施した後は、労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴かなければならないこととされており、その結果によっては、就業場所の変更や作業の転換など、就業上の措置を講じなければならない。今回は、ストレスの程度の評価や面接指導の実施などについてみていく。

(編集部)

●労働判例解説/フジスター事件 ————— 18
賃金・各種手当で女性差別を受けたとして賠償請求
役職手当の支給開始時期における
8年もの男女差は合理性ない
(平成26年7月18日・東京地裁判決)
(弁護士・新江江〔あだん法律事務所〕)

●労働局ジャーナル ————— 31
死亡災害多発を受け労働局長が緊急要請
6月には建設現場への集中監督を実施
〔奈良労働局〕

●特別企画/「キャリア形成促進助成金」の
拡充・活用について ————— 32
日本再興戦略(改訂2014)等に基づき
平成27年度予算において制度創設・拡充
(厚生労働省職業能力開発局育成支援課)

●NEWS ————— 1
(生涯現役社会の実現で厚労省の検討会が報告書)65歳以降の就職に雇用保険適用の検討を/
(中賃審の目安協議会が中間まとめ)28年度審議に向けランク区分の見直しを優先議論/
(厚労省・合計で53業種完成)ディスプレイ業の職業能力評価基準を新たに作成/ほか

●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 41
第23講 刑事事件として告訴・告発する場合③
起訴するかを決定する権限は会社になく
検察官の裁量による不起訴も
(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

●連載 労働スクランブル②(労働評論家・飯田康夫) — 46 ●わたしの監督雑感 大阪・羽曳野労働基準監督署長 尾田透 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

出向・転籍 [定年まで出向先で勤務の可能性ある出向] 規定あれば延長可能か — 48 弁護士・岡村光男
労働基準法 [所定7時間で休憩前後30分の年休を申請] 2時間の年休と扱いたい — 50 弁護士・山口毅
雇用保険法 [高齢雇用継続給付の申請の期限が経過] 支給申請できないか — 52 特定社労士・大槻智之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内